

[第37回]

無窓空間と地下空間の火災危険(2) 建築基準法令上の無窓の居室と無窓階

建築基準法令上の「無窓の居室」

建築基準法令における「無窓の居室」は、条文上は「窓その他の開口部を有しない居室」と表現されている。

「窓その他の開口部を有しない」と言っても完全に窓がないわけではなく、「窓その他の開口部を設けるべき」というそれぞれの規制目的に合致した開口部の面積が一定の値以下であることをもって「有しない」としている。この考え方は消防法令の無窓階と同様である。

建築基準法令において「窓その他の開口部」は表1のような幾つかの理由により必要であるとされている。規制の対象は表の⑥（消防隊の進入のため）以外は「居室（建築基準法（以下「建基法」という。）第2条第4号）」とされており、消防法令の「階」とは異なっている。

表のうち③～⑧は防火のための規定だが、消防法

表1 建築基準法令における「窓その他の開口部」に関する規制

規制の目的	規制対象部分	建基法	建基令
①採光のため	居室	第28条第1項	第20条
②換気のため	居室	第28条第2項	
③避難のため	居室	第35条	第116条の2
④排煙のため	居室	第35条	第126条の2
⑤避難路の明るさの確保のため	居室	第35条	第126条の4
⑥消防隊の進入のため	階	第35条	第126条の6
⑦内装制限の要件のひとつとして	居室	第35条の2	第128条の3の2
⑧区画の不燃化の要件として	居室	第35条の3	第111条

令の無窓階（消則第5条の2第1項）との整合性がとられているのは⑥だけである。

二酸化炭素又はハロゲン化物を放射する消火器を設置してはならない場所としての「無窓階」（消令第10条第2項第1号）は、②（換気のため）と同様の趣旨だと考えられるが、消則第11条第2項では、換気について有効な開口部の面積が床面積の1/30以下かつ当該床面積が20㎡以下とされており、建基法第28条第2項の規定（居室の床面積の1/20未満）とは異なっている。

消防隊の進入のための開口部

昭和45年（1970）12月の建築基準法施行令（以下「建基令」という。）の改正以来、建築基準法令では、建築物が火災になった場合には、はしご車が駆けつけて消防隊員が窓その他の開口部から進入し、消火したり救助したりすることが予定されている。このため、はしごが届く高さ（31m以下）にある3階以上の階には、原則として、消防隊が進入可能な開口部を設けることが義務づけられている（建基令第126条の6：昭和46年（1971）1月より）。

建築基準法令の「窓その他の開口部」に関する規制のうち、この規定だけが「居室」でなく「階」についての規制である。

消防隊が進入可能な開口部は、当初から、非常用の昇降機が設置されている場合は設置の必要はないとされている（建基令第126条の6第1号）。

これは、昭和43年（1968）の霞が関ビルの竣工を皮切りに、高層建築物や大規模な建築物の大量建設時代が始まることが予想されたことから、昭和45年（1970）6月に建基法第34条と第35条など

消防法令上の「無窓階」と同じような概念として、建築基準法令にはいわゆる「無窓の居室」という概念がある。「無窓の居室」には、何のために窓が必要かという観点から幾つかの種類があり、その一部は消防法令との整合性がとられている。

※本文及び表中の「消則第5条の2」は、本年10月1日から「消則第5条の3」に改正施行される。

が改正され、その一連の規定整備の一環として建基令の改正が行われたためである。

この時の建基令の改正では、新たに、高層・大規模建築物の防火対策に必要と考えられる排煙設備（建基令第126条の2～3）、非常用の照明装置（建基令第126条の4～5）、非常用の進入口（建基令第126条の6～7）及び非常用の昇降機（建基令第129条の13の2～3）の設置義務に関する規定が同時に整備された。非常用の進入口と非常用の昇降機は、いずれも高層・大規模建築物が火災になった場合の消防隊の進入経路と位置づけられるが、この時の改正で、高さ31mを超える建築物には原則として非常用の昇降機の設置が義務づけられた（建基法第34条第2項）ため、非常用の昇降機が設置されている場合は、さらに非常用の進入口を設置する必要はないと整理されたのである。これにより、高さ31mを超える建築物の高さ31m以下の部分にある階については、必ずしも非常用の進入口の設置が保証されないことになった。ホテル、共同住宅、事務所など高層建築物に多い用途であれば普通は窓が設置されるので、事実上大部分の建築物には、はしごが届く部分には何らかの消防隊が進入可能な開口部があるはず、という考えからだろう。

建基令第126条の6は、平成12年（2000）に本文が改正され、不燃性物品の保管など火災発生のおそれが少ない用途の階や、開口部を設けることにより周辺に著しい危害を及ぼすおそれがあったり（放射性物質等の取扱いなど）、開口部を設けるとその部分の用途の性能が落ちたり（冷蔵倉庫など）する階については、その階の上下から進入できれば設置の必要がないこととされている。

表2 非常用の進入口の構造等

a	道又は道に通ずる幅員4m以上の通路等に面すること
b	進入口の間隔は40m以下であること
c	幅75cm以上、高さ1.2m以上、下端の床面からの高さ80cm以下であること
d	外部から開放し、又は破壊して室内に進入できる構造であること
e	奥行き1m以上、長さ4m以上のバルコニーを設けること
f	赤色灯の標識と非常用の進入口であることを示す一辺20cm以上の正三角形の赤色の表示を設置すること

消防隊が進入可能な開口部の基準

消防隊が進入可能な開口部は、次のいずれかであることとされている。

- ① 消防隊がアクセス可能な外壁面に設ける「非常用の進入口」（建基令第126条の7：表2参照）
- ② 消防隊が進入可能な「窓その他の開口部」（建基令第126条の6第2号：表3参照）
- ③ 吹抜きなど一定規模以上の空間を確保し、そこから容易に各階に進入することができる通路等高い開放性を有するもの（同条第3号：平成28年（2016）6月より）

消防の立場からは、消防隊が進入可能な開口部として、建基令第126条の6がまず「非常用の進入口を設けなければならない」としているところに注目しなければならない。

この「非常用の進入口」は、表2の条件を満たすことが求められているが、eでバルコニーの設置を必須としている。

バルコニーの設置は、コスト的に見てもデザイン的に見ても、設置者にとっては非常に重い規定であるため、所定の寸法の「窓その他の開口部」を壁面

表3 消防法開口部と建基法開口部の比較

	10階以下の階の避難上又は消火活動上有効な開口部(消則第5条の2)	非常用の進入口に代わる窓その他の開口部(建基令第126条の6第2号)
設置対象階	10階以下の階	31m以下の部分にある3階以上の階
寸法	直径1m以上の円が内接することができるか、又は、幅75cm以上高さ1.2m以上	
床面から開口部下端までの高さ	1.2m以内	—
設置数・間隔等	2以上設置	壁面の長さ10m以内ごとに設置
開口部の面する通路等	道又は道に通ずる幅員1m以上の通路等	道又は道に通ずる幅員4m以上の通路等
避難上の有効性	普通階※であること	—
出入り阻害要因の防止措置	格子等避難を妨げる構造を有せず、かつ、外部から開放し又は容易に破壊することにより進入可能	格子等屋外からの進入を妨げる構造を有しない
開口部の維持	開口のため常時良好に維持	—

※普通階：直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の1/30を超える階

の長さ10m以内ごとに設けていればそれでもやむを得ない、とする建基令第126条の6に第2号が定められている。

このような規定ぶりは、当時の消防関係者が、「消防隊がはしごから建物内部に進入するにはバルコニーの設置が必要である」と強く主張した結果であると考えられる。そうでなければ、上記①と②のどちらも「非常用の進入口」として位置づけた書きぶりになり、建基令第126条の6第2号に適合する開口部が非常用の進入口の代替開口部という、一段低い位置づけにはなっていなかったと考えられるからである。

なお、fの正三角形の赤色の表示は、法令上は「非常用の進入口」にだけ求められているのだが、通常、建基令第126条の6第2号に適合する開口部にも設置されているのは、消防の指導によるものなのだろうか。

避難上又は消火活動上有効な開口部(消則第5条の2「消防法開口部」)と非常用の進入口に代わる窓その他の開口部(建基令第126条の6第2号「建基法開口部」)との比較

この両者は、寸法は整合性をとっているが、表3のように多くの点で異なっており、たとえば、避難だけでなく地上部の通路幅は1mで良いところ、消防活動のためには消防車が入るように通路幅が4m以上必要、などとなっている。

消防法開口部は当初(昭和36年(1961))から「避難」と「消火活動」のための開口部とされていたが、昭和45年(1970)に定められた建基法開口部は消防隊の「非常用の進入口」としての位置付けしかなかった。このため、昭和50年(1975)に消防法開口部の規定が改正されたときに、できるだけ両者の整合性をとろうとしたものと考えられるが、両法令の趣旨・目的などが微妙に異なるため、このようなずれが生じたものと考えられる。

昭和50年(1975)の消防法開口部の規定の改正では、11階以上は「避難」のための開口部、10階以下は「避難」と「消火活動」のための開口部と整理され、「消火活動」のための開口部については「非常用の進入口」の寸法との整合性が図られた。

この時、「普通階」という概念が作られ、「直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の1/30を超える階」と定義して、この基準を満たさない階を容易に避難できない階と位置付けている。11階以上の階も外壁の開口部からの避難が可能な「普通階」とすべき、という考え方には、「消防隊のはしご車も届かない開口部から脱出したあと、どうやって避難するのか？」と違和感もあるが、もっと高いところまで届くはしご車など、いずれ技術開発が進むことを期待したのかもしれない。